

# 八千代市競争入札参加資格審査結果の公表事務取扱要領

制定 平成19年3月30日

## (趣旨)

第1条 この要領は、八千代市工事請負等入札参加業者資格審査基準(以下「基準」という。)第3条の規定により、競争入札参加資格者として適格と認められた者の名簿の公表について必要な事項を定めるものとする。

## (公表事務)

第2条 公表の事務は、契約担当課において行うものとする。

## (公表の内容)

第3条 公表の内容は、基準第10条第1項の規定により作成した競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)について次の項目とする。

商号又は名称

所在地

電話番号

登録業種又は営業種目

格付業種にあつては、格付結果

## (公表方法)

第4条 公表の方法は、閲覧方式とし、契約担当課窓口及び情報公開室において行うものとする。

2 前項に定めるほか、インターネットによる公表を行うことができるものとする。

## (公表期間)

第5条 公表の期間は、当該入札参加資格の有効期間内とする。

附 則(平成19年3月30日決裁)

この要領は、平成19年5月1日から施行する。